第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年十月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十三年四月十五日から平成二十三年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額）－受入経過利子に相当する金額）

(二)　平成二十三年四月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○厚生労働省告示第三百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、ジスチグミン臭化物（眼科用剤を除く。）であって平成二十二年十月二十六日以前に製造販売の承認を受けたものについては、平成二十三年八月二十六日までの間は、この告示による改正後の薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の規定は、適用しない。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

第八号中(867)を(874)とし、(811)から(866)までを(818)から(873)までとし、(810)を(816)とし、その次に次のように加える。

(876)　レボセチリジン

第八号中(888)を(896)とし、(869)から(887)までを(877)から(895)までとし、(868)を(875)とし、その次に次のように加える。

(817)　1―メントールであって、専ら疾病の診断の補助に使用されることが目的とされているもの

第八号中(809)を(815)とし、(714)から(808)までを(720)から(814)までとし、(713)を(718)とし、その次に次のように加える。

(719)　ヘキサシアノ鉄（二）酸鉄（三）

第八号中(712)を(717)とし、(574)から(711)までを(579)から(716)までとし、(573)を(577)とし、その次に次のように加える。

(578)　パリペリドン

第八号中(572)を(576)とし、(555)から(571)までを(559)から(575)までとし、(554)を(557)とし、その次に次のように加える。

(558)　ネパフェナク

第八号中(553)を(556)とし、(521)から(552)までを(524)から(555)までとし、(520)を(522)とし、その次に次のように加える。

(523)　トルバプタン

第八号中(519)を(521)とし、(306)から(518)までを(308)から(520)までとし、(305)を(306)とし、その次に次のように加える。

(307)　ジスチグミン臭化物。ただし、眼科用剤を除く。

第八号中(304)を(305)とし、(150)から(303)までを(151)から(304)までとし、(149)の次に次のように加える。

(150)　エルトロンボパグ　オラミン

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
Canakinumab	2歳以上の次のクリオピリン関連周期性症候群 家族性寒冷自己炎症症候群、マックル・ウェルズ症候群、新生児期発症多臓器系炎症性疾患	ノバルティス ファーマ株式会社 東京都港区西麻布四丁目十七番三十号	平成二十二年八月十一日
KW－0761	CCR4陽性の成人T細胞白血病リンパ腫	協和発酵キリン株式会社 千代田区大手町一丁目六番一号	平成二十二年八月十一日
5－アミノレブリン酸塩酸塩	悪性神経膠腫の腫瘍摘出術中における腫瘍組織の視覚化	ノーベルファーマ株式会社 都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十二年九月十四日

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十二年八月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所
インターフェロン－ベータ	中心窩（か）新生血管を伴う老人性円板状黄斑（はん）変性症	東レ株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

○厚生労働省告示第三百七十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

第百二十三号を第百二十四号とし、第八十号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七十九号の次に次の一号を加える。

八十　四－｛五－［ビス（二－クロロエチル）アミノ］－一－メチル－一Ｈ－ベンゾイミダゾール－二－イル｝ブタン酸（別名ベンダムスチン）、その塩類及びそれらの製剤